

令和 5 年度

「京都市立京北病院医療系産業廃棄物処理業務」

委託仕様書（単価契約）

地方独立行政法人京都市立病院機構

「京都市立京北病院医療系産業廃棄物処理業務」委託仕様書

第1章 総則

1 委託業務名称

京都市立京北病院医療系産業廃棄物処理業務

2 業務場所

京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

3 委託業務期間（又は契約期間）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）が運営する京都市立京北病院における医療系産業廃棄物処理業務の仕様書である。

受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令及び法人が定める規則を遵守するとともに、本仕様書に基づいて業務の遂行すること。

5 用語の定義

- (1) 監督職員 甲が定める京都市立京北病院に所属する職員等をいう。
- (2) 検査員 甲が定める京都市立京北病院に所属する職員等をいう。

第2章 委託事項

1 業務内容

甲は、乙に対し、京都市立京北病院から発生する特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の処理業務を委託する。

2 事業範囲等

- (1) 乙は、業務の着手に先立ち、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し確認を受けること。なお、許可事項に変更があった時は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。
- (2) 本件契約書に上記許可証の写しを添付すること。

3 産業廃棄物の受入及び処分方法

- (1) 甲が乙に処理を委託する産業廃棄物の受入は、甲が別途契約する収集運搬業

者が、京都市立京北病院より搬入し、都道府県知事等に許可を受けた乙の京都市内の処理施設とする。

(2) 処分方法は、種類に応じ許可を受けた方法で、破碎、焼却処分等を行うこと。

4 処理予定量

※見込みであり、増減する場合がある。

廃棄物の種類	処理予定数量
感染性廃棄物(注射針、メス等)	約33,000リットル／年

5 業務の報告

- (1) 甲は、産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）を乙に交付する。
- (2) 乙は、産業廃棄物の受入について手続きを完了したときは、処分受入済証を発行するものとし、その産業廃棄物に関する責任を負うものとする。
- (3) 処分が完了したときは、産業廃棄物処理完了報告書を提出すること。ただし、マニフェストの交付されたものについては、マニフェストの返送をもって報告書に代えることができる。

6 委託料

委託料について、甲は1箇月ごとに、処理数量に契約単価を乗じた金額を支払うものとする。

7 業務の一時停止

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は、甲にその事由を文書で説明し、かつ甲における影響は最小限となるよう努力する。

8 一般事項

- (1) 乙は、仕様書に定めのない事項又は疑いを生じたときは、監督職員と協議すること。
- (2) 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合、監督職員と協議すること。

9 業務管理

- (1) 乙は、この契約に関連して、契約期間の内外を問わず、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。乙は、契約締結後、速やかに前項に係る誓約書を提出すること。
- (2) 乙は、処理に伴う事故について、事故原因が甲に帰すべき場合を除き、乙が責

を負うものとする。

10 契約の解除

乙の義務違反により甲が契約を解除した場合は、乙は、解除された後も、引渡し済みの廃棄物については自己の責任において処理すること。

11 契約解除等の場合の賠償

- (1) 契約の解除等により乙に生じる損害について、甲はその損害を賠償しない。
- (2) 乙が産業廃棄物回収方法、又は回収に係る各種備品の変更によって、甲が保有する備品について変更を余儀なくされた場合、その費用についても乙が負担する。

12 再委託の禁止

- (1) 乙は、甲から委託された業務の一部又は全部について、他の者に再委託してはならない。

ただし、第7項において、乙の止むを得ない事由により業務を一時停止する場合、甲の承諾を得たうえで、法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

- (2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約をただちに取り消すものとする。

13 疑義・その他

本仕様書に疑義がある場合は、関係法令に従い、その都度甲、乙双方が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

14 廃棄物処分受託者記入欄について

本契約の受託者は、当該委託契約書を交わす際、受託者として「産業廃棄物処分受託者記入欄」(別紙1)の各項目について必ず記入すること。また、受託者が中間処理委託の場合、契約書を交わす際、中間処理の許可書とともに最終処分地の許可書の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可書の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。

別紙1

産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に□の記入のみとする。

受託者が廃棄物の処分等を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う処分の施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

※ 受託者の委託業務が中間処理の場合

最終処分地について、いずれか選択して□を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば必ず記載すること	
最終処分先の処理方法	
最終処分先の施設の処理能力	